

令和元年厚木市農業委員会10月定例総会議事録

日 時 令和元年 10 月 25 日 金曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

2 番 松 野 勝 3 番 野 口 政 夫

4 番 新 藤 悦 子 5 番 小 澤 隆

6 番 梅 澤 清 子 7 番 難 波 博 文

8 番 井 上 謙 治 9 番 山 川 宏 司

10 番 松 前 進 11 番 三 橋 澄 夫

12 番 早 川 曉(会長職務代理)

欠席者 1 番 市 川 和 典

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 16 件)
- 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (報告 13 件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 5 件)
- 4 議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (5 件)
- 5 議案第 51 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (2 件)
- 6 議案第 52 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (5 件)
- 7 議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について (10 件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

1番の市川和典委員から欠席の届出が出ております。

これより、令和元年厚木市農業委員会10月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、3番の野口政夫委員と4番の新藤悦子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、9月11日から10月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で1件、2筆、面積は299.34平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で15件、32筆、面積は11,640.08平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、16件、34筆、面積は11,939.42平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたし

ます。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、9月11日から10月10日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は11人、農地の所有権を取得された相続人は13人、筆数は66筆、面積は39,676平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。

御報告する案件は5件でございます。

御報告する前に、農地法の適用を受けない土地、非農地の判断基準について御説明させていただきます。

神奈川県農地法の適用を受けない土地に係る運用指針では、登記簿上の地目が農地でありながら、農地以外のものになっており、現状が農地または採草放牧地に該当しないと認められる土地の取扱いについて、優良農地を確保し、良好な農業環境を保持するという農地法上の転用許可制度と不動産登記制度との相互の運用の整合性を確保するため必要な事項が明記されております。

この指針の中で、非農地とは農地に復元することが著しく困難であり、かつ5つの要件を全て満たす土地と定義されています。

その5つの要件とは、1つ目が農用地区域に指定されていないこと。2つ目が農地区分の甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。3つ目が周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと。4つ目がその土地が農地等を含む筆の一部でないこと。5つ目がその土地が過去10年間違反転用として追及されておらず、かつ今後も追及する見込みがないこととされております。

こうしたことから、土地所有者より農地法の適用を受けない土地の証明願が提出された際には、この運用指針に基づき、農業委員と事務局職員とで現地調査を行った結果、非農地と判断された土地については、農業委員会が非農地証明を交付することができるものとなっております。

それでは御説明をさせていただきます。

1番でございますが、申請者は、東京都目黒区柿の木坂2丁目にお住まいのAさんでございます。

申請地は中依知字宮ノ腰1筆、地目は畑、面積は96平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和47年4月頃に住宅が建築されましたが、平成13年に国土交通省による用地買収により住宅が解体され、現在に至っているもので、平成11年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、9月12日に井上委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

なお、当該地については、昭和45年2月26日付けで住宅敷地として農地転用許可されていましたが、現況は住宅が解体されているため、地目変更の登記ができないとの連絡が横浜地方法務局厚木支局からありましたので、非農地証明を発行したものでございます。

2番でございますが、申請者は、三田にお住まいのBさんでございます。

申請地は三田字田居頭1筆、地目は田、面積は362平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和60年7月に物置小屋及び駐車場として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、8月7日に前任の飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、三田にお住まいのCさんでございます。

申請地は三田字田居頭1筆、地目は畑、面積は35平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和54年6月に隣接地に住んでいる親族が自宅の増築をした際に、敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、申請に先がけて事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、8月7日に前任の飛川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

4番でございますが、申請者は、横浜市青葉区田原町にお住まいのDさんでございます。

申請地は上古沢字宮下1筆、地目は畑、面積は20平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和25年4月に現所有者が相続し、位置、形状及び面積等から耕作ができず放棄され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、10月2日に前任の臼井委員及び山川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

5番でございますが、申請者は、大和市南林間4丁目にお住まいのEさんでございます。

申請地は飯山字松堂下1筆、地目は畑、面積は172平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和52年頃から、隣接する自宅の敷地として一体利用され、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、申請に先がけ事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、10月2日に前任の臼井委員及び山川委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました井上委員、前任の飛川委員に代わり事務

局及び山川委員から報告をお願いします。

<井上委員>

1番について説明いたします。

この土地につきましては、昭和47年4月頃に住宅が建築されましたが、平成13年に国土交通省による用地買収により住宅が解体され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<農地管理係長>

前任の飛川委員に代わり、2番及び3番について説明いたします。

2番でございますが、この土地につきましては、昭和60年7月に物置小屋及び駐車場として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明をいたしましたとおりでございます。

3番でございますが、この土地につきましては、昭和54年6月に隣接地に住んでいる親族が自宅の増築をした際に、敷地の一部として利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明をいたしましたとおりでございます。

<山川委員>

4番及び5番について説明いたします。

4番でございますが、この土地につきましては、昭和25年4月に現所有者が相続し、位置、形状及び面積等から耕作ができず放棄され、現在に至っているもので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

5番でございますが、この土地につきましては、昭和52年頃から、隣接する自宅の敷地として一体利用され、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

1番についてですが、この土地は現在空き地のままなのでしょうか。

また、国土交通省はどのような意図で当該地を買収したのでしょうか。

<農地管理係長>

当該地については、現在空き地のままになっております。

また、国土交通省がどのような意図で当該地を買収したのかについては確認が取れておりません。

<議長>

他に質問はありませんか。

〔質疑なし〕

〈議長〉

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程４、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈専任主幹〉

ただいま議題となりました議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

農地法第3条については、先日の基礎研修会の中でも御説明いたしましたが、ここで改めて確認させていただきます。

農地法第3条第1項では、農地及び採草放牧地について所有権を移転し、または地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。

また、同条第7項では、許可を受けないでした行為は、その効力を生じないと定められております。

このため、申請当事者から農地の所有権移転のための許可申請書の提出があったものでございます。

それでは説明に移ります。

1番でございますが、対象となる農地の所在は七沢字上ノ窪1筆、地目は田、面積は532平方メートルです。

受人は七沢にお住まいのFさんで、渡人は伊勢原市串橋にお住まいのGさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人及び妻の合計2人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は3,148平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は下津古久字鎌田2筆、地目は畑及び田、合計面積は458平方メートルです。

受人は下津古久にお住まいのHさん、渡人は下津古久にお住まいのIさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

花きの利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、父及び母の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は13,854.65平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約1分のところに位置しております。

なお、受人のHさんは、渡人のIさんの長男にあたり、現在、Iさんとは別世帯となっておりますが、住居及び生計を一にする親族が行う耕作等の事業に従事するその他の2親等内の親族も、婚姻等により住居又は生計を異にしている家族ぐるみで農業経営を行っている場合には、世帯員と同じ扱いをするものとされておりますので、下限面積の審査において、今回のように別居の親族である2親等内の親族への許可ができるものです。

3番でございますが、対象となる農地の所在は飯山字打越3筆、地目は田、合計面積は1,429平方メートルです。

受人は飯山の有限会社J、代表取締役Kさん、渡人は飯山にお住まいのLさんです。

本申請は、経営規模拡大のための贈与による所有権移転です。

大豆の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、ダンプ及びコンバイン等。

労働力につきましては社員5人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は5,975平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は戸田字橋外3筆、地目は田、合計面積は863平方メートルです。

受人は岡田5丁目にお住まいのMさんで、渡人は同所にお住まいのNさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人1人でございます。

農作業の常時従事日数は230日、耕作面積は4,053平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

5番でございますが、対象となる農地の所在は戸田字鴉町3筆、地目は田及び畑、合計面積は1,602平方メートルです。

受人は戸田にお住まいのOさんで、渡人は戸田にお住まいのPさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、管理機、田植え機及びコンバイン等。

労働力につきましては本人、夫、父及び母の合計4人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は5,926.15平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約5分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程4、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程4、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程5、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は温水字沖田1筆の一部、地目は畑、面積は814平方メートルの内499.10平方メートルです。

申請人は、恩名2丁目にお住まいのQさん、同所にお住まいのRさん及び恩名2丁目にお住まいのSさんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、旭町3丁目に本店を置き、土木工事業を営むT株式会社さんから、本店周辺に従業員用の駐車場用地の確保が難しかったため、現在賃借している駐車場に近接している申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は雑種地、西側及び南側は畑、北側は道路となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を40センチメートル切土し、北側道路と高さを揃えた上で出入口を設け、敷地内を碎石敷し、乗用車11台分の駐車場を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側については、高さ40センチメートル程の鉄柱及びコンクリート板による保護柵を新設、西側及び南側については申請地が低くなっておりますので、雨水等の流出のおそれはないものと思われま

す。また、雨水については敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分について、この地域は都市計画上特殊な指定がされておりますので、御説明させていただきます。

申請地周辺は、昭和52年3月30日に市街化区域に編入されるとともに、用途地域が第一種住居専用地域に指定されました。その後、昭和59年12月25日に市街化調整区域に編入、いわゆる逆線引きが行われた地域となっております。

通常、市街化調整区域には用途地域は指定されませんが、市街化区域であった期間に、用途地域

に合った建築物が多数建築されたこと等により、用途地域をなくすことは影響が大きいとして、市街化調整区域ではありますが、現在は第一種住居地域という用途地域が残っている地域ということでございます。

そこで農地区分は、用途地域が定められている区域内にある第3種農地となります。

なお、農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

また、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては、さしつかえないとの意見書が提出されております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は船子字長ヶ町2筆、地目は田、合計面積は1,803平方メートルです。

申請人は、船子にお住まいのUさんです。

本申請は、駐車場設置のための許可申請です。

申請人は、岡田に本店を置き、無線操縦模型製造販売業を営むV株式会社さんから、現在借用している駐車場が閉鎖されることになったため、事業所から近く、交通の便が良い申請地を駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は田及び道路、西側は雑種地、南側は田、北側は道路となっております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を約50センチメートル盛土し、南東側道路と高さを揃えた上で出入口を設け、敷地内を透水性舗装し、乗用車70台分の駐車場を設置しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側についてはコンクリートブロック3段積、西側については高さ15センチメートルの地先境界ブロックを新設、南側及び北側についてはコンクリートブロック1から3段積及び高さ80センチメートルのネットフェンスを新設する計画となっております。

また、雨水については雨水浸透柵及び浸透トレンチ管を敷設し、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分については、南東が市街化区域となっており、そこから市街化区域から農地や河川等、また、物理上往来が不可能な高低差で分断されず、住宅や公共施設等が連たんする連たんする第3種農地となります。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

また、申請地は、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっておりますが、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては、さしつかえないとの意見書が提出されております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議たまわりますよう、お願いいたします。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

次に、日程6、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は5件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は三田字道西1筆、地目は田、面積は364平方メートルです。

借人は海老名市中新田3丁目にお住まいのWさん、貸人は三田にお住まいのXさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

借人は、海老名市中新田に事業所を置き、足場工事業を営む個人事業主で、事業拡大に伴い足場の工事現場が増加したため、今年の12月に回収する予定の足場材料の置場が不足することから、インターチェンジへのアクセスが良く、道路幅が広い当該地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は畑及び雑種地、西側及び南側は雑種地、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に幅6メートルのアスファルト舗装にて設け、敷地内を砂利敷し、足場の資材置場及び2トントラック1台及び乗用車1台の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側に高さ10センチメートルのコンクリート製土留めを及び高さ60センチメートルの板張土留めを新設、西側は既存の丸太鉄線柵を利用、南側は既存のコンクリートパネル及び鉄板フェンスを利用、北側は出入口以外に高さ50センチメートル程のコンクリートパネルを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は申請地の西側に市街化区域があり、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございますが、対象となる農地の所在は三田字根岸下1筆、地目は田、面積は1,935平方メートルです。

借人は愛甲郡清川村宮ヶ瀬の株式会社Y、代表取締役Zさん、貸人は三田南3丁目にお住まいのaさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

借人は愛甲郡清川村宮ヶ瀬に本店を置き、土木工事業を営む法人で、事業所敷地の一部を資材置場として利用していましたが、手狭であることから業務に支障をきたしており、資材置場用地を探していたところ、圏央道厚木インターチェンジに近く、厚木市を拠点としているため効率的に運営できることから申請地を選定し、今回申請したものです。

申請地の東側は水路、西側は道路、南側は畑及び田、北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を75センチメートル程盛土し、重機1台及び大型車1台分の駐車スペースを備え、建築足場や砂利といった資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を西側に幅10メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、水路を暗渠とし、出入口以外にコンクリートブロック3段積を新設、西側以外は隣地境界から30センチメートル後退して法面30度とした上で、高さ60センチメートルの単管柵及び高さ25センチメートルの板張を新設します。また、東側及び北側の一部にコンクリートブロック1段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は三田字根岸下1筆、地目は田、面積は1,998平方メートルです。

借人は埼玉県草加市青柳4丁目の株式会社b、代表取締役Cさん、貸人は三田にお住まいのdさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

借人は埼玉県草加市青柳4丁目本店を置き、一般貨物運送業を営む法人で、神奈川や東京エリアの輸送業務が増加しており、厚木市に神奈川営業所を新設することになったことから、神奈川営業所の近隣にあり、圏央道厚木インターチェンジに近く、輸送業務の効率化が図れる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側は道路、南側及び北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を最大75センチメートル程盛土し、荷運び用パレットの置

場や10トン車10台分の駐車場所を備えた資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を西側に幅10メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、水路を暗渠とし、出入口以外にコンクリートブロック3段積を新設、西側以外は隣地境界から30センチメートル後退して法面30度とした上で高さ60センチメートルの単管柵及び高さ25センチメートルの板張を新設します。また、東側及び北側の一部にコンクリートブロック1段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は三田字根岸下1筆、地目は田、面積は1,917平方メートルです。

借人は三田の有限会社e、代表取締役fさん、貸人は下荻野にお住まいのgさんです。

本申請は、賃借権設定による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

借人は三田に本店を置き、一般貨物運送業を営む法人で、現在本店所在地で営業所、運送車両駐車場、従業員駐車場及び保管倉庫を設置しておりますが、運送車両及び従業員駐車場が狭く、倉庫からの荷物の搬出入に支障を及ぼしていることから、本店や圏央道厚木インターチェンジの近くにあり、業務の効率化を図ることができる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側は道路、南側及び北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を最大75センチメートル程盛土し、荷運び用パレットの置場や3トン車3台、2トン車8台分の駐車場所を備えた資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を西側に幅10メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、水路を暗渠とし、出入口以外にコンクリートブロック3段積を新設、西側以外は隣地境界から30センチメートル後退して法面30度とした上で高さ60センチメートルの単管柵及び高さ25センチメートルの板張を新設します。また、東側及び北側の一部にコンクリートブロック1段積を新設する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

5番でございますが、対象となる農地の所在は及川字廣町3筆、地目は田、合計面積は1,496平方メートルです。

受人は横浜市青葉区美しが丘1丁目のh株式会社、代表取締役iさん、渡人は及川にお住まいのjさん及び及川にお住まいのkさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は、横浜市青葉区美しが丘1丁目に本店を置き、砂利や碎石販売業を営む法人で、現在、申請地の近隣の工場敷地を借用しておりますが、厚木市内の業者との取引が増大し、工場敷地内にある資材置場が手狭になったため、土地を探したところ、工場から道路を挟んだ場所にあり、管理がしやすいこと及び資材置場として必要な面積が確保できる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側及び西側は道路、南側は田、北側は雑種地及び道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を転圧し、砂利や碎石の資材置場としようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側に高さ10センチメートルの地先境界ブロックを新設、南側にコンクリートブロック2段積から3段積を新設、北側の道路に隣接する部分は10センチメートル程申請地が低くなりますので、雨水等の流出のおそれはないものと思われま。また、雑種地に隣接する部分についてはコンクリートブロック1段積及び高さ80センチメートルのネットフェンスを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水枡及び浸透トレンチ管を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、300メートル以内に鉄道駅、市役所等(支所含む)、高速自動車国道等の出入口がある区域内の農地は第3種農地とする規定がございます。

今回の申請地は、睦合西地区市民センターから198.16メートルの距離に位置する第3種農地となります。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<小澤委員>

3番についてですが、この土地については、現在の計画では、北側は25センチメートルの板張となっておりますが、昔から非常に水はけが悪く、この被害防除措置だと1年も経たずに木が腐って使えなくなり、水が溢れてしまうと思いますので、内側にもコンクリートブロックを2段ほど積んだ方がいいと思います。

その辺りも含めてまちづくり条例との調整はできていますか。

<副主幹>

まず、北側にコンクリートブロックを積んだ方がいいという件については、意見を付して進達す

ることができますので、農業委員からの意見ということで送付いたします。

まちづくり条例との調整については、排水能力を確認している下水道総務課も土地利用の計画に関わっておりますので、排水能力の審査を行っております。

<小澤委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

<難波委員>

2番から4番までについてですが、隅が農地として残る計画になっておりますが、これらについては、農地としてちゃんと管理されるのでしょうか。

<副主幹>

2番から4番については、およそ160平方メートルから170平方メートルが田として残る計画となっております。所有者が引き続き耕作を行う予定となっております。

<難波委員>

そのような状況で、耕作に支障を生ずるおそれはないと判断していいのでしょうか。

<副主幹>

平な部分を30センチメートルほど設けており、敷地内に雨水浸透柵を設置しておりますので、申請地の雨水が田に流れ込むことはないということで説明を受けております。

なお、法面部分についても、コンクリートブロックを設置しておりますので、耕作に支障を生ずるおそれはないものと考えております。

<難波委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」、御説明申し上げます。

1番でございますが、借人は飯山の有限会社I、代表取締役mさんで、申出地は飯山字松堂下3筆、地目は畑、合計面積は4,914平方メートル、利用目的は花き、3年間の賃貸借権の新規設定でございます。

2番から6番でございますが、借人は飯山にお住まいのnさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

2番の申出地は飯山字越ヶ岡7筆、地目は畑、合計面積は3,028平方メートル、利用目的は大豆、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

3番の申出地は飯山越ヶ岡5筆、地目は畑、合計面積は1,292平方メートル、利用目的は大豆、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

4番の申出地は飯山越ヶ岡8筆、地目は畑、合計面積は2,404平方メートル、利用目的は大豆、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5番の申出地は飯山越ヶ岡3筆、地目は畑、合計面積は796平方メートル、利用目的は大豆、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6番の申出地は飯山越ヶ岡1筆、地目は畑、面積は598平方メートル、利用目的は大豆、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7番及び8番でございますが、借人は飯山のo株式会社、代表取締役pさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

7番の申出地は飯山字越留1筆、地目は畑、面積は4,370平方メートルの内2,523平方メートル、利用目的は野菜、3年間の賃貸借権の新規設定でございます。

8番の申出地は飯山字越留2筆、地目は畑、合計面積は2,951平方メートルの内275平方メートル、利用目的は野菜、3年間の賃貸借権の新規設定でございます。

なお、o株式会社は、平成29年7月に厚木市内で農業を始めるために設立された法人で、飯山で昭和40年代に碎石を採掘された後の山林の木を伐採し、開墾した土地に6連の大型ビニールハウスを2棟建ててイチゴ及びトマトの栽培をする計画を進めていましたが、ここで従業員を2人雇用し、栽培の準備が整ったため、利用権の申請があったものです。

9番でございますが、借人は上依知にお住まいのqさんで、申出地は山際字下中原1筆、地目は畑、面積は1,973平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

10番でございますが、借人は中荻野にお住まいのrさんで、申出地は林三丁目1筆、地目は田、

面積は488平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、1番から10番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年厚木市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

令和元年10月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
